

日薬業発第 225 号
令和 3 年 9 月 27 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での
医療用抗原検査キットの取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より連絡がありましたので、お知らせいたします（別添 1）。本連絡は、新型コロナウイルス感染症流行下において特例的に、薬局において新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原検査キットを、使用しようとする者（同居家族等を含む）に対して販売するに当たっての留意点を示したものです。

現在、新型コロナウイルス政府対策本部では、クラスターの大規模化及び医療の逼迫を防ぐという社会的観点から、基本的対処方針にて、大学、専門学校、高校、特別支援学校等のほか、職場での新型コロナウイルス抗原検査キットを活用した軽症状者に対する積極的検査を進めています。そのうち、職場での検査ならびに検査キットの販売先につきましては、令和 3 年 7 月 12 日付日薬業発第 122 号にてご案内したところです。

一方、医療用抗原検査キットは医師が診断のために使用するものであり、薬局での特例的な販売にあたっては、使用前の状態の確認、販売からその後（医療機関への適切な受診勧奨等）に至るまで、薬剤師による薬学的知見に基づく適切な対応が重要となることから、今般、販売にあたっての留意点が示されました。

つきましては、今般示された留意点につき十分ご了知いただくとともに、本会として医療用抗原検査キットの販売に係る薬局掲示例を作成いたしましたので（別添 2）、薬局として社会的ニーズに応えられるよう、今般の取扱いにつき貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

1. 新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて（令和 3 年 9 月 27 日付け事務連絡、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より本会宛て）
2. 医療用抗原検査キットの販売に係る薬局掲示例（日本薬剤師会作成）